

第2次

# 綾川町 男女共同参画プラン

中間見直し

概要版

2024(令和6)年3月

綾川町

## 男女共同参画社会とは？

男性も女性も互いにその人権を尊重し、地域社会の課題解決や子育て・介護などをすべての人が性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりが責任を担い、個性や能力を十分に発揮していくことができる社会です。また、あらゆる分野に対等なパートナーとして参画することで、社会全体の活力が増し、誰もが将来への夢を持つことができる社会です。

綾川町では、男女共同参画社会基本法に基づき、「第2次綾川町男女共同参画プラン」を策定し、町の取組の方向性を定め、男女共同参画社会の実現に向けて着実に取組を進めていきます。

### たとえば…

#### 地域では…

老若男女が協力して地域活動やボランティア活動に積極的に参加



#### 学校では…

性別にとらわれることなく、子どもの個性や能力と人権を大切に  
する教育



#### 家庭では…

家族みんなで家事・子育て・介護に参画し、子どもの自主性と個性を大切に  
した子育て



#### 職場では…

男女とも仕事と家庭生活をバランスよく担い、いきいきと働く



#### 政策・方針 決定の場では…

行政、企業、自治会などの方針決定の場に男女がかたよらず参加し、男女があらゆる分野で活躍



## 本プランの基本理念

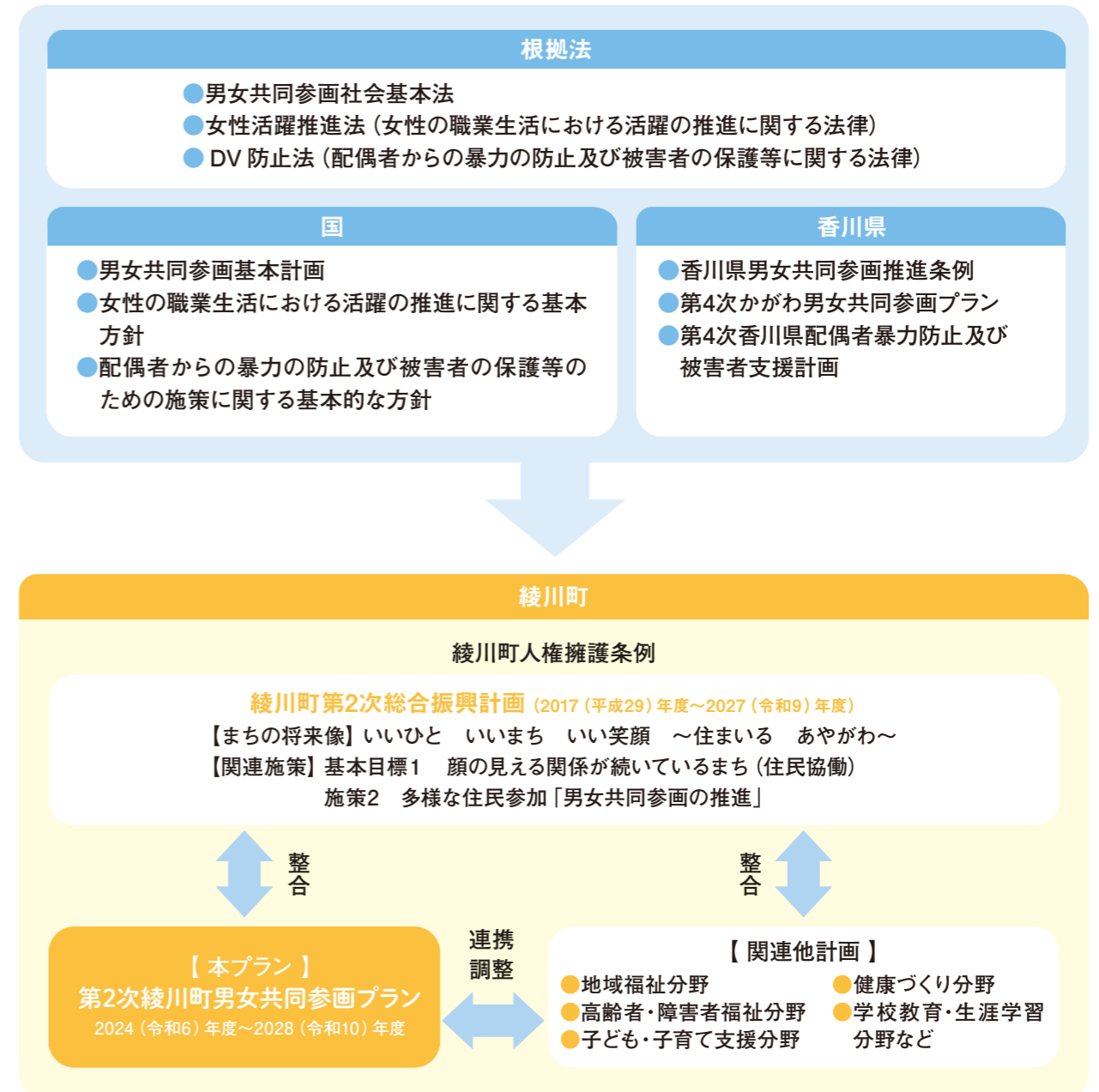
綾川町では、人権の尊重と男女共同参画の理解を促進し、女性が活躍できる社会づくりを目指すとともに、性別にかかわらずお互いを認め合い、個人として尊重される活力あるまちづくりを目指して、これまで様々な施策に取り組んできました。

本プランにおいても、この基本理念を継続し、町民と行政が一体となり、将来を担う世代が未来に希望を持ち、笑顔で安心して暮らすことができるまちづくりを目指します。

一人ひとりが尊重され  
誰もが活躍できる笑顔のまち あやがわ

## プランの位置付け

本プランは、令和2(2020)年12月に、国において閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画 すべての女性が輝く令和の社会へ」及び令和5(2023)年6月に内閣府男女共同参画局において策定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)」に基づくとともに、香川県において令和3(2021)年10月に策定された「第4次かがわ男女共同参画プラン」の内容に基づいて策定しています。



## 計画策定の趣旨と計画の期間

本町では平成31(2019)年3月に、令和10(2028)年度までの10年間を計画期間とする「第2次綾川町男女共同参画プラン(以下「現行プラン」という。)」を策定しました。この度、現行プランの前期5年間におけるこれまでの取組について、総合的な点検、評価を踏まえた中間の見直しを行い、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの後期の5年間の計画(本プラン)を策定します。

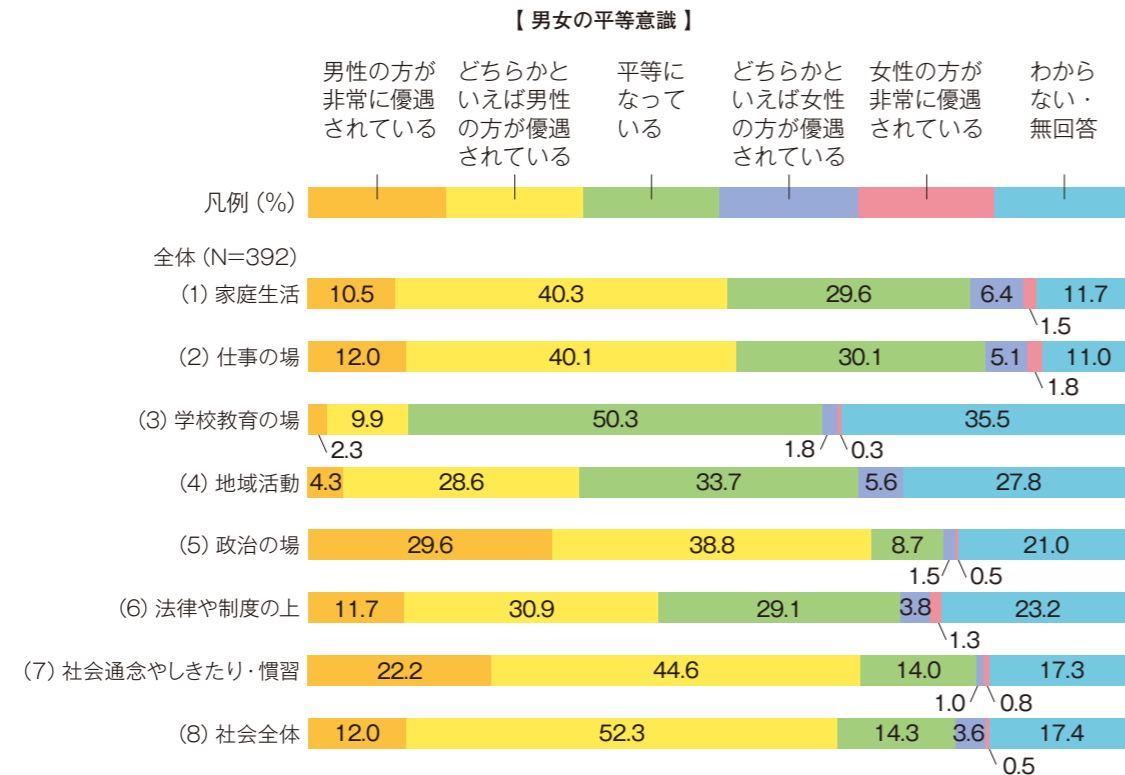
## プランの取組内容

### 基本目標Ⅰ 人権を尊重しお互いを認め合うまちづくり

主要課題	基本施策
① 人権尊重と男女共同参画の意識づくり	1 人権の尊重と多様性を認め合う意識づくり 2 男女共同参画意識の向上
② 教育・学習の場における男女共同参画の推進	1 教育の場における男女共同参画の推進 2 男女共同参画に関する生涯学習の推進

#### 本町の現状

- 男女の平等意識は、全ての分野において「男性優遇」意識が「女性優遇」意識の割合を上回っており、5年前に実施した調査と比べて、特に「政治の場」や「社会通念やしきたり・慣習」において「男性の方が非常に優遇されている」割合が増加しています。



#### 主な取組内容

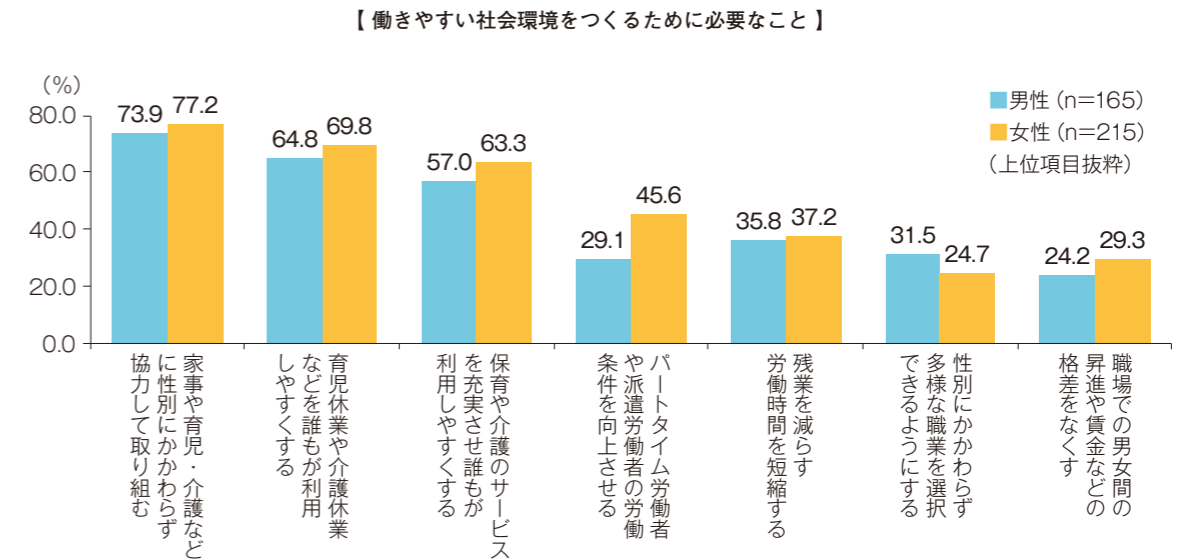
- 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や「政治の場」「社会通念や慣習・しきたり」における男性優遇意識は依然として根強いことがうかがえます。人権尊重と男女共同参画に関する継続的な啓発活動に取り組みます。
- 児童・生徒が発達段階に応じて、個性や能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画に関する教育の推進をはじめ、一人一人の個性や能力に応じた、性別にとらわれない進路指導等を推進します。また、職場や生涯学習の場を活用した、幅広い世代に対する人権や男女共同参画についての講座やセミナーの開催を推進します。

### 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できるまちづくり(女性活躍推進計画)

主要課題	基本施策
③ 女性の活躍を推進する環境づくり	1 政策・方針決定の場における男女共同参画の推進 2 誰もが能力を発揮できる環境づくり
④ 雇用の場における男女共同参画の推進	1 男女の均等な雇用機会と待遇の確保 2 誰もが働きやすい職場環境づくり 3 農業等自営業における意識づくり
⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進	1 ワーク・ライフ・バランスの理解促進と意識づくり 2 ワーク・ライフ・バランスを推進する環境づくり

#### 本町の現状

- 働きやすい社会環境をつくるために必要なこととして「家事や育児、介護などに性別にかかわらず協力して取り組む」「育児休業や介護休業などを誰もが利用しやすくする」「保育や介護のサービスを充実させ、誰もが利用しやすくする」などが上位に回答されており、女性は「パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる」の割合が男性を大きく上回っています。



#### 主な取組内容

- 社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合を高めるため、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)を促進します。
- 誰もが働きやすい社会環境をつくるために、性別にかかわらず家事等に協力して取り組めるよう、家族での話し合いの機会を多く持つことへの啓発をはじめ、育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりなどを推進するとともに、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現を目指す取組を充実します。
- 誰もが参加しやすい地域活動の促進を図ります。

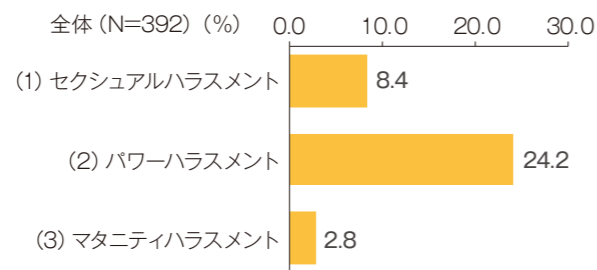
## 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせるまちづくり

主要課題	基本施策
6 あらゆる暴力の根絶 (DV防止市町村基本計画)	1 あらゆる暴力の根絶 2 相談・支援体制の充実
7 生涯にわたる健康への支援	1 ライフステージに応じた健康づくり 2 妊娠から子育てへの切れ目のない支援
8 共に支え合うまちづくり	1 地域福祉の推進による共生社会の実現 2 地域活動における男女共同参画の推進 3 防災分野における男女共同参画の推進

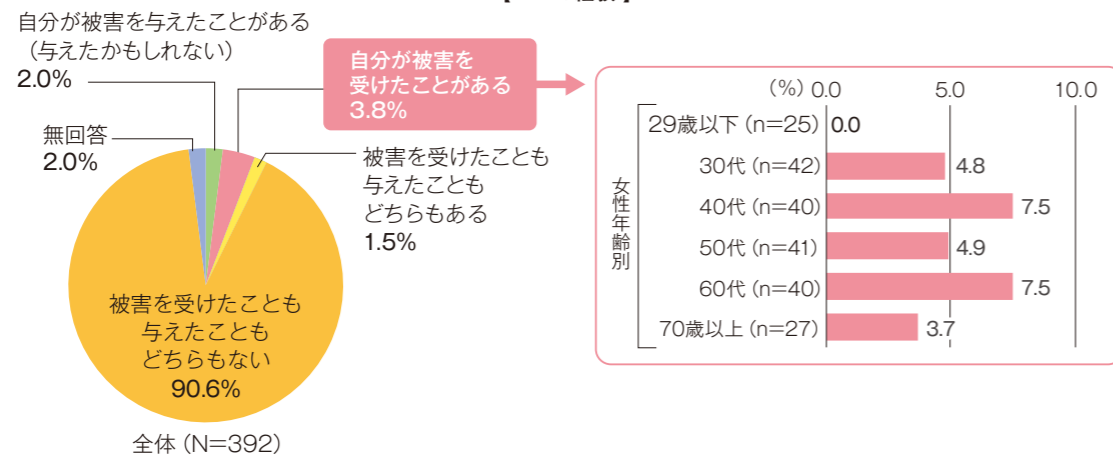
### 本町の現状

- 各種ハラスメントの経験の被害を受けたことがある割合が高い順に「パワーハラスメント」(24.2%)、「セクシュアルハラスメント」(8.4%)、「マタニティハラスメント」(2.8%)の順となっています。
- ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害を受けた経験については、女性の40代や60代で他の年齢層に比べて高くなっています。

【各種ハラスメントを「受けたことがある」割合】



【DVの経験】



### 主な取組内容

- 多様化する暴力等を見据え、各種ハラスメント及びあらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動を充実するとともに、気軽に相談でき、速やかに適切な支援につなぐことができるよう努めます。
- 全ての町民を対象とした、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。
- 防災活動等において、男女共同参画の視点に基づく取組の推進を図るとともに、防災分野における女性リーダーの参画を促進します。

## プランの数値目標

	現状値 <sup>注</sup>	目標値 <sup>注</sup>	把握方法
1 社会全体における平等意識 「社会全体」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	14.3%	30.0%	①
2 啓発推進をテーマとした研修会や講演会等の参加者数	821人 (164%)	1,000人	②
3 学校教育の場における平等意識 「学校教育の場」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	50.3%	60.0%	①
4 町の審議会等での女性委員の占める割合	26.3%	40.0%	②
5 町の管理職における女性の割合	21.4%	30.0%	②
6 仕事場における平等意識 「仕事場」における男女の平等感について「平等」とする町民の割合	30.1%	40.0%	①
7 男性町職員の育児休業取得数	1人 (100%)	3人以上	②
8 DV被害について「どこ(だれ)に相談してよいか、わからなかった」割合	12.5%	0%	①
9 子宮頸がん検診受診率(20歳以上)	19.4%	60.0%	②
10 乳がん検診受診率(40歳以上)	28.0%	60.0%	②
11 防災に関する会議の女性委員の割合	12.0%	30.0%	②
12 消防団員に占める女性の割合	6.5%	10.0%	②
13 綾川町女性活躍企業等認定数(令和2年～)	累計9社	累計30社	②

【把握方法について】① 町民アンケート調査(2023年度)、② 庁内資料(中間目標値及び中間実績値は2022年度)  
注: 現状値は「中間実績値(本プラン策定時における最新の数値)」、目標値は令和10(2028)年



## 相談・支援窓口

### 【綾川町】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
●高齢者、障害者、配偶者からの暴力、虐待に関する相談 ●生活保護、生活困窮者に関する相談	健康福祉課	087-876-1113	平日8:30~17:15
●母子・乳幼児保健、成人検診、生活習慣病予防事業に関する相談	総合保健施設綾南えがお	087-876-2525	
●学校・教育に関する相談	学校教育課	087-876-1180	
●子どもや家庭に関する相談	子育て支援課	087-876-6510	
●虐待に関する相談	(子ども相談専用)	087-876-1122	
●男女共同参画・人権(LGBTQを含む)に関する相談	住民生活課	087-876-1114	

### 【国・県の機関】

相談内容	相談窓口	電話番号	相談時間
●配偶者等からの暴力についての相談	香川県子ども女性相談センター	面談での相談 087-862-8861	面談での相談 土・日・年末年始・祝日を除く 8:30~17:15
		電話での相談 087-862-4152	電話での相談 日・年末年始・祝日を除く 9:00~21:00
	香川県西部子ども相談センター	面談での相談 0877-24-3173	面談での相談 土・日・年末年始・祝日を除く 8:30~17:15
	香川県警察本部	087-833-0110 #9110(専用ダイヤル)	平日8:30~17:15 24時間(通年)
●性犯罪・性暴力被害についての相談	香川県警察本部 (ハートフルライン)	087-831-9110	24時間(通年)
		0120-694-110(フリーダイヤル) #8103(専用ダイヤル)	
●つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談	香川県警察本部 高松西警察署	087-802-5566 #8891(専用ダイヤル)	平日 9:00~20:00 土曜 9:00~16:00
		087-833-0110 #9110(専用ダイヤル)	平日 8:30~17:15 24時間(通年)
●売春強要などについての相談 ●人身取引に係る被害についての相談	香川県警察本部 高松西警察署	087-833-0110 #9110(専用ダイヤル)	平日8:30~17:15 24時間(通年)
		087-876-0110	24時間(通年)
●性的少数者(LGBTQ)の方や家族、パートナーの悩みごとに関する相談	香川県子ども女性相談センター	面談での相談 087-862-8861	面談での相談 土・日・年末年始・祝日を除く 8:30~17:15
		電話での相談 087-862-4152	電話での相談 日・年末年始・祝日を除く 9:00~21:00
		香川県西部子ども相談センター	面談での相談 0877-24-3173
●職場におけるセクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについての相談	香川県総務部 人権・同和対策課	087-832-3222	毎月 第1月曜日・第3土曜日 18:00~21:00
●上記事柄やその他の女性に対する人権侵害についての相談	香川労働局 雇用環境・均等室	087-811-8924	平日8:30~17:15
	法務局女性の人権 ホットライン	0570-070-810	平日8:30~17:15

## 第2次 綾川町男女共同参画プラン 中間見直し 概要版

発行/2024(令和6)年3月 発行者/香川県 綾川町  
 問合せ先/綾川町 住民生活課  
 〒761-2392 香川県綾歌郡綾川町滝宮299番地  
 TEL(087)876-1114 FAX(087)876-3120